

長岡市管路施設設置基準

施行 平成 29 年 4 月 1 日

一部改正 令和 7 年 5 月 7 日

一部改正 令和 9 年 4 月 1 日

第 1 目的

この基準は、長岡市が行う公共汚水ます及び管渠の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 適用対象地域について

この基準は、下水道事業が概成した地域に適用する。

第 3 公共汚水ますについて

1 公共汚水ますの設置者について

(1) 次のア及びイの全ての要件に該当する場合は、長岡市が公共汚水ますを設置する。

ア 市街化区域の下水道認可区域内である場合

ただし、長岡市立地適正化計画で定める、まちなか居住区域外における住宅及び集合住宅の 1,000 ㎡を超える開発行為を除く

イ 画地を構成する全ての筆が公共汚水ます未整備であり、また、その画地が公共汚水ます整備済みの画地と一体利用されたことがない場合

(2) 次のアからエまでのいずれかの要件に該当する場合は、設置を必要とする者が自己負担で公共汚水ますを設置する。

ア 区域外流入により公共汚水ますを設置する場合

イ 一画地の土地に 2 個目以降の公共汚水ますを設置する場合

ウ 一画地の土地に公共汚水ますを整備後、土地利用の変更（土地区画、形状の変更、建物の新築、撤去等）により増設、移設、撤去または改良等する場合

エ 長岡市立地適正化計画で定める、まちなか居住区域外における住宅及び集合住宅の 1,000 ㎡を超える開発行為に該当する場合（ただし、過去に公共ます設置及び受益者負（分）担金確認依頼書で「市で設置」と回答したものは含まない。）

2 公共汚水ますの設置にかかる同意について

自己の所有する土地以外に公共汚水ますを設置しようとする者は、土地所有者の同意を得なければならない。

また、所有する土地が共有名義の場合は、全ての土地所有者から同意を得なければならない。

3 設置場所について

公共汚水ますは、官民境界から1 m以内の私有地内に設置するものとする。

第4 管渠について

1 公道等の場合

下水道認可区域では、建物1棟であっても公道に管渠工事を行う。なお、法定外公共物（道路、水路等）は、公道に準ずるものとする。

2 私道の場合

次の（1）から（4）までの全ての要件に該当する場合に管渠工事を行う。

- （1） 分割され、道路として使用されている場合
- （2） 地目が公衆用道路の場合であって、下水道施設設置願書に関係者全員の同意があり、所有権移転においても同意が継承されるものであるとき。
- （3） 行き止まり私道において公道に面しない画地が2画地以上あり、かつ建物が1棟以上ある場合。市街化調整区域においては、建物が2棟以上ある場合
- （4） 公道と私道を結ぶ私道で、公道に面しないところに建物が1棟以上ある場合

3 その他

上記1及び2による管渠整備後、土地利用の変更により管渠の増設、移設、撤去、改良等を行う場合は、原因者負担で行うものとする。